

年金制度が改正されました

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)が始まります!

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでした。平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年以内(平成14年10月以降)の未納の保険料を納めることができる、後納制度が始まります。未納の保険料を納めていただくことで、年金額のアップや受給資格の取得につなげることができるようになります。ご自身の年金記録はねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でご確認できます。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。また、未納期間をお持ちでない方、老齢基礎年金を受給されている方等は対象となりません。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)または函館年金事務所(0138-56-1164、0138-56-1165)までお問い合わせください。

平成25年度 檜山広域行政組合消防職員採用試験の実施

1. 採用する職種及び消防署、予定人員及び受験資格等と試験項目

(1) 職種及び消防署、採用予定人員並びに資格

条件等	職種	一般消防士	救急救命士
採用予定消防署		奥尻消防署 1名 乙部消防署 1名 (※乙部消防署は、一般消防士又は救急救命士を1名採用予定)	今金消防署 1名 せたな消防署 1名
年齢条件 [消防署により年齢条件に、違いがあります。]		【奥尻消防署】 平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方	【今金消防署】 平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方 【せたな消防署】 平成元年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方
		【乙部消防署】 [一般消防士]昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 [救急救命士]昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方	
資格要件		○普通自動車第1種免許取得者若しくは取得見込み者 ○救急救命士受験の方は、免許取得者若しくは平成25年5月までに取得見込みの方	
身体的条件		○おおむね身長165cm以上、体重52kg以上 ○視力両眼(矯正視力を含む)で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上、色覚正常で心身健全な方。	

(2) 採用予定年月日

- ①一般消防士：平成25年4月1日 ②救急救命士：平成25年5月1日
(免許取得者は4月1日採用)

2. 試験日時及び場所

- (1) 試験日時：10月20日 午前9時 (2) 会場：江差町文化会館(江差町字茂尻町71)

3. 募集期間：平成24年9月10日～10月2日 午後5時15分まで

4. 申込先：(1) 檜山広域行政組合消防本部(江差町字茂尻町96番地) TEL52-3026

- (2) 上ノ国消防署 TEL55-2071